

小規模防災機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、安心安全な小中学校等の施設の整備を推進し、当該施設の耐震化の加速を図るため、市町村が実施する小規模防災機能強化事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において、小規模防災機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校をいう。
- (2) 小規模防災機能強化事業 市町村が設置する小中学校等の防災機能を強化するための事業であって、小規模な非構造部材の耐震対策工事であるもののうち、別表1に掲げるものをいう。

(補助対象経費等)

第3 補助対象経費、補助対象額及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 補助対象額及び補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の完了)

第4 補助事業は、補助金の交付決定のあった日の属する年度内に完了しなければならない。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項に規定する申請書は様式第1号とし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 規則第3条第2項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 小規模防災機能強化事業整備計画（写）
 - (2) 歳入歳出予算書抄本
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定等)

第6 知事は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定した際には、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請した市町村に通知する。

(申請の取下げ)

第7 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を生じない範囲（小規模防災機能強化事

業整備計画の範囲内での他の補助対象事業への流用)の軽微な変更にあつてはこの限りではない。

- (2) 知事は、前号の承認をする場合において補助金の交付の目的を達成するために、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が交付決定のあった日の属する年度内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに様式第4号を知事に提出し、その指示を受けること。
- (5) この要綱による補助事業の補助金額、事業実施内容、実績等を知事が公表する場合にはこれに同意すること。

(状況報告等)

第9 知事は、市町村の補助事業の遂行状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項に規定する実績報告書は様式第5号とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 確定額算出内訳書
- (2) 対象経費算出表
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第12条第2項に規定する実績報告書の提出期限は、この要綱に基づく事業が完了した日若しくは第8第3号に規定する中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第11 知事は、規則第13条に規定する額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の全部又は一部について概算払により交付することができるものとし、請求書の様式は、様式第6号によるものとする。

(補助金の額の確定等)

第12 知事は、第10第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第8に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知する。

2 知事は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、返還期限までに返還されない場合には、知事は、返還期限の日の翌日から返還した日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

第13 知事は、市町村から第8第3号の補助事業の中止若しくは廃止の承認申請があつた場合又は次の各号に該当すると認める場合には、第6に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 市町村が補助事業の実施に当たって不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、この要綱に基づく事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合

(補助金等の返還)

- 第14 知事は、第13の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金を市町村が受領した日から返還する日までの日数に応じ、その返還を命ずる額につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第13第3号に掲げる場合を除くものとする。
- 3 第1項の補助金の返還について、返還期限までに返還されない場合には、返還期限の日の翌日から返還した日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第15 市町村は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って効果的に運用するものとする。
- 2 規則第21条の規定による知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。
- 3 市町村は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 市町村が、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の経理)

- 第16 市町村は、補助事業に係る経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出等)

- 第17 この要綱により提出する書類の部数は1部とし、教育庁施設整備課に提出するものとする。

(その他)

- 第18 この要綱に定める事項のほか、補助事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 2 関係)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事 ・ 建具及びガラスの破損・落下防止工事 ・ 間仕切り及び内装材等の剥落・落下防止工事 ・ 天井材（下地材・天井ボード）及び天井器具（照明器具・バスケットゴール・空調機器等）の落下防止工事 ・ 屋根材（瓦材等）の落下防止工事 ・ 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事 ・ 設備機器（屋外空調設備・受水槽・高置水槽等）の移動・転落防止工事 ・ 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事 ・ 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事 ・ ブレース（屋根面・壁面）又はブレース端部の接合部の破断防止工事や鉄筋コンクリート造の柱梁と鉄骨小屋組の定着部コンクリートの破損防止工事など非構造部材と関連する構造体の落下防止工事 ・ その他児童生徒等の安全を確保する上で必要な非構造部材の落下防止工事 ・ 非構造部材の点検・調査に係る費用

別表 2 (第 3 関係)

補助対象経費	補助対象額	補助金の額
工事費，実施設計費及び耐震診断・耐震点検に要する経費	1 学校当たり 1 5 0 万円以上 4 0 0 万円未満	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額以内

(様式)

小規模防災機能強化事業費補助金交付申請書（第 5 関係）	様式第 1 号
小規模防災機能強化事業内容変更承認申請書（第 8 (1)関係）	様式第 2 号
小規模防災機能強化事業中止（廃止）承認申請書（第 8 (3)関係）	様式第 3 号
小規模防災機能強化事業工期延長報告書（第 8 (4)関係）	様式第 4 号
小規模防災機能強化事業完了実績報告書（第 1 0 関係）	様式第 5 号
請求書（第 1 1 関係）	様式第 6 号